

曼荼羅国神不敬事件——昭和法難の顛末——

株橋 祐 史

はじめに

只今ご紹介に預かりました興隆学林専門学校の株橋祐史です。私に求められた講題は「曼荼羅国神不敬事件——昭和法難の顛末——」ということです。本来ならば、「シリーズ日蓮」第四卷第四章所収の「戦時体制下の日蓮門下——曼荼羅国神不敬事件と天皇本尊論」の著者たる私も興隆学林専門学校の学林長大平宏龍先生（以下大平先生）が講演すべきであります。諸般の事情により、学林長より「発表してはどうか」との言を頂戴したことによりここに参った次第であります。「曼荼羅国神不敬事件」の当事者の一人である株橋日涌（当時は諦秀）は、私の師匠であり父であります。師父日涌は、生前より自分の死後「曼荼羅国神不敬事件」の裁判資料を公開はせずとも活字にして残すよう我々に意志を伝えておりました。私も資料整理を手伝うこともしばしばでありました。それ故私自身この問題には関心を持っておりました。私はこの事件については、法華宗教学研究所での口頭発表はあるものの、未だ論文発表はしておりません。しかし、師父の死後、平成三年、宗門（法華宗（本門流））より、

法難五〇周年記念として「法華宗昭和法難 裁判資料集一」（以下「裁判資料集」）を刊行したいという依頼を受け、以後の研究の一助にでもなればと資料を提供し私自身も資料収集し、編集作業に加えて頂きました。

既に七〇年以上を経過した事件ですので、私ども宗内においてもこの事実を知らない者が多くなってきましたが、宗門では平成二三年に「法難七〇周年」の記念行事があり、石田日信猥下の講演もありました。<sup>(1)</sup> ついで昨年（平成二五年）一二月には大平先生の「昭和法難」私見<sup>(2)</sup>（以下「私見」）の発表があり、そこに今回の著述と続きました。これらはこの問題を風化させてはならないという強い意志の表れではないかと思案しております。

そこで今発表では、雑駁ではありますが、この事件の概略を示し、二・三の司法関係の資料を検討し、本事件に整理を加えたいと思います。

#### 一、昭和法難とは

「昭和法難」という呼称は大平先生によれば、昭和九年頃浅井要麟編「昭和新修日蓮聖人遺文」が内務省によつて問題とされた時、すなわち「御遺文削除問題」の時、日蓮宗内において用いられていたと指摘されています。<sup>(3)</sup>

今回私が問題とする「昭和法難」は上述の内容のみを指すものではなく、以下のことをいいます。

すなわち、株橋日涌（以下株橋）は自身の「自筆記録」の中で、「嘗ての世界大戦中、日蓮門下に起きた大問題は左の四つ」として（以下括弧内は著者）、

一、曼荼羅不敬事件（昭和一四年の曼荼羅国神抹消問題）

二、教義綱要事件（昭和一二年七月二五日「本門法華宗教義綱要」刊行より）

### 三、御遺文削除問題（当宗は昭和十七年）

#### 四、門下諸派合同問題（昭和十五年より、当宗は昭和十六年一月大合同拒否）

を挙げ、「右の内第一・二・三の起因はただ一つ」として、昭和六・七年の「血盟団事件」、昭和七年五月一五日の「五・一五事件」、昭和十一年二月二六日の「二・二六事件」等の思想背景に田中智学・井上日召・北一輝等右翼革命家の国家主義的日蓮思想があり、「それが御遺文削除問題となり、曼荼羅不敬事件（曼荼羅国神抹消問題）となり、延いてはわが教義綱要事件となったのである」と指摘し、これらの問題はそれぞれ密接な関係性のゆえに「昭和法難」として総括しています。今発表では時間の関係上、本題の「教義綱要事件」以外の問題は割愛することをお許し下さい。

#### 二、曼荼羅国神不敬事件とは

いわゆる「曼荼羅国神不敬事件」という名称は、小笠原日堂著「曼荼羅不敬事件の真相」という書物によって広く知られるようになったといわれています。余談ですが、この書物は近々にさる出版社より再版されるとのことで<sup>(1)</sup>す。

さてここでいう「曼荼羅国神不敬事件」とは、昭和法難の核心をなすもので、前述の「教義綱要事件」に端を発した事件のことです。すなわち、発端の「教義綱要事件」とは、昭和十一年七月二五日刊行の学林の教科書である刈谷日任（以下刈谷）著『本門法華宗教義綱要』（以下「綱要」）において曼荼羅図頭の国神についての解説に、慶林日隆師（二三五八一―四六四）の「私新抄」の一節を引用したところ、これが不敬思想にあたる<sup>(2)</sup>と摘発された事件を指します。この事件は、文部省の命令により、当該書籍の焼却、改正版編纂（著者株橋）、ま

た昭和一二年著者及び学林長をはじめとする宗門要路の総辞職及び昭和一三年一月二四日付の赤沢日雄名義にて文部省に提出された「本門法華宗教義綱要一件始末書」をもって一応の解決を見たにも関わらず、またもや問題視され、昭和一六年四月一日に「国神不敬容疑」にて兵庫県特高課によつて当宗の六師が検束される事態となり、ついには、昭和一七年四月一六日荻谷・株橋両名が「神宮不敬容疑」にて起訴されました。この事件を「曼荼羅国神不敬事件」といいます。公判においては「神宮不敬被告事件」「不敬被告事件」あるいは「不敬被告事件」等と呼ばれていますが、その発端は学林の教科書たる「綱要」でありますから、私どもは「教義綱要事件」とも呼んでいます。このような状況から、私ども宗内において、「昭和法難」という時は、歴史研究以外の場合、ほとんどこの「曼荼羅国神不敬事件」「教義綱要事件」を指します。ちなみに、当事者たる株橋は、「昭和法難」という言葉は自らは公言せず、「教義綱要不祥事件」あるいは「教科書不祥事件」と表現するのもしばしばでありました。今にして思えば、自著が問題となつて宗門に多大な迷惑をかけたとの思いが強かつたのだろうと推測するところであります。

### 三、「教義綱要事件」の経過

#### 1、発端

「教義綱要事件」の経過について改めて述べれば、先ず発端は、昭和一一年七月二五日発行の「本門法華宗教義綱要」全一冊であります。これは、当時の本門法華宗宗務庁代表者貫名日靖が発行人となり、本門法華宗学林教授（当時）荻谷が学林の教科書として宗命により大正一三年頃より執筆されていたものであつて、問題となつ

たのは、当該書中「第四宗要門」「第二章宗旨三秘」「第四節本門の本尊」の中で「本尊図顕諸尊分別」において、本尊に図顕された国神について解説するところ（該書二一〇～二二一頁）に日隆著「私新抄」第五「本尊具足十界事」を引用して、

私新抄に十界の聖衆の当位を分別して、

中間(5)に南無妙法蓮華經と題し奉るは総名総体なり、此総持の題目より十界を出生せり、所以に釈迦多宝、

三世十方の諸仏は仏界なり、上行等本化の菩薩は菩薩界なり、迦葉阿難等の尊者は声聞縁覚の二乘界なり、梵王、帝釈、魔王、日月天子、四大天王は即ち天界なり、天輪聖王、阿闍世王等は人界、阿修羅王は修羅界、八龍王は畜生界、鬼子母神十羅刹女は餓鬼界、惡逆提婆達多是地獄界の根本なり、然に不動愛染の撰属思ひ難し、強ひて之を言はゞ天部なる故に天界に属すべし、天照太神の諸神は内証に随へば仏菩薩の二界に撰す可く、現相を以て之を云はゞ鬼畜に撰すべし、是れ十界本有の曼荼羅なり云々。

とあり、此等の九法界一切衆生は悉く本化上行菩薩の体内に宛然としてあり、本因妙信心位に居して当位を改めずして、本有の尊形を顕はすのである。

と解説される部分でありました。すなわち、曼荼羅本尊中の天照太神に対して内証現相の二方面より十界の撰属を論じ、現相よりすれば餓鬼界及び畜生界に撰すると解説したとされたことが問題となったのです。しかし、原稿段階ではこの後に

当宗の正意は内証を以て真実となす、異解あるべからず、御指南の如し。

と書かれていたのを教科書として分量が多すぎるとの指摘を受け、縮小の際削除してしまったということです。大平先生はすでにこの「私新抄」の引用部分を御真蹟と校合し「天照大神等の諸神を」を「天照太神の諸神」と

引用し、「是れ則ち」を「是れ」と引用し、検察側も苅谷と同様に「天照太神の諸神」としたために、公判において却って弁護人より文意の不備を衝かれることになったことを指摘されています。

この苅谷の「綱要」に不敬思想ありとして、宗内の極端なる国家主義者等が名古屋検事正宮城長五郎に話を持ち込み、宮城氏の依頼によって原理日本社社長蓑田胸喜に「綱要」を提出したのです。この蓑田胸喜は、美濃部達吉の天皇機関説を攻撃して議員辞職に追い込んだ最右翼思想家で執拗な批判で知られた人物です。その彼が文部省へ圧力を掛け、当宗への弾圧を強要し、昭和十二年一月一七日「本門法華宗の教義の一節に就いて」<sup>(6)</sup>なるパンフレットを出して当宗に攻撃を加えてきたのであります。

## 2、宗門の処置

この事態を重く見た文部省は稲田清助宗教課長により当宗に対し責任者の処分を迫り、当宗はやむなく、

- ① 昭和一二年苅谷師をはじめ学林長、関係教授の辞職。
- ② 同年管長及び内局の総辞職。
- ③ 疎陳上申書による釈明。
- ④ 当該「綱要」の焼却。
- ⑤ 新教義綱要の編纂。

等の処置を行い、昭和十三年一月二四日付の管長赤沢日雄名義にて文部省に提出された「本門法華宗教義綱要一件始末書」をもって一応の解決を見たのであります。

【綱要】焼却後、宗門は「教学講究所」を設立して、新教義綱要の執筆を学林助教株橋に命じ、昭和一四年

五月「本門法華宗綱要草案」（以下「草案」）を脱稿して五〇部が作成されました。

#### 四、疎陳上申書による釈明

苅谷の問題箇所についての見解は「疎陳上申書」として昭和十三年一月二四日付の管長赤沢日雄名義の「本門法華宗教義綱要一件始末書」に添付されました。その趣旨について、大平先生は、

日隆聖人の本意は内証説であり、現相説を破したものであること。現相説は他にも用例があること。その場合の「鬼畜」とは、餓鬼・畜生の意ではなく、鬼神・竜神の意味であり卑しめた語ではない。又日蓮聖人・日隆聖人は日本をもって「根本真理顕現の本国土」とするものであり、不敬の意は全くない。然し今後誤解を招かないようにする。<sup>⑦</sup>

と要約されています。これに対し蓑田胸喜は昭和十三年七月二〇日「本門法華宗の神祇観に就いて」を發表しさらに批判をエスカレートさせてきたのであります。

#### 五、当時の警察による宗教取締りの動向

「兵庫県警察史 昭和編」によれば、

当時警察における宗教取締り態勢は確立されていなかった。例えば本県の場合、保安課の分掌事務として「宗教風俗に関する事項」があったが、それは、いわゆる「淫祠邪教」を対象とする風俗警察の分野にとどまっていた。このため内務省では大本教事件検査に備え治安面からの宗教警察を強化することとし、その事務を特高課に移す方針を打ち出した（内務省は警保局保安課）。本県ではこれをうけて、昭和十年七月一日特

高課の思想第二係に「宗教警察に関する事項」と「治安上注目すべき経済政治その他の運動及び情勢に関する事項」を分掌させた。これにより宗教取締り活動は活発化し、前記大本教事件のほか昭和十一年九月大阪府におけるひとの道・教団の不敬事件、昭和十六年四月本県における本門法華宗（日蓮宗の一派）の不敬事件と宗教団体の取締りが続くのである。

とあって、従来、「淫祠邪教」を対象とする風俗警察の分野にとどまり、確立されていなかった警察による宗教取締り態勢が、大本教事件を契機として宗教警察が強化され、兵庫県警においても昭和一〇年七月一日特高課の思想第二係に「宗教警察に関する事項」を独立させたことにより、飛躍的に宗教取締りが活発化するようになったことを示しています。そのもとで昭和一〇年一二月京都府の大本教不敬事件のほか、昭和十一年九月大阪府におけるひとの道教団の不敬事件、昭和一六年四月兵庫県における当宗の国神不敬事件と宗教団体の取締りが続いたことが知られるのであります。

#### 六、「教義綱要事件」の再燃

前述のように昭和一三年一月二四日付の「始末書」をもって解決を見たはずの「教義綱要事件」が何故「神宮不敬被告事件」として再燃したのでしょうか。

先ず挙げなければならないのは、前項で示した宗教警察の強化であり、これによる近隣の京都・大阪の特高課による宗教団体の検査でありましょう。この背景の中で注目されたのが「草案」であります。前述のように、この「草案」は、宗門の委託をうけて昭和一四年五月株橋が執筆した「綱要」の改訂版であります。未だ「草案」段階で「教学講究所」にて精査検討されるべきもので五〇部のみの作製でした。これがまた外部へ持ち出さ



れ兵庫県特高課に提出され問題となつてしまつたのです。すなわち、この『草案』中に日隆著「私新抄」第九「首題能撰、十界所撰事」の一節が引用された中、明らかに「天照太神」とあるところを「○○○神等」と伏せ字にしたことが不敬であるとされました。「県警史」<sup>9</sup>によれば、兵庫県特高課では「改訂版」においてもなお不敬思想がなお改められていなかったため、独自に捜査を開始し、昭和一五年八月二七日付知事名をもつて内務大臣あてに当宗の不敬容疑に関して、

- 1、本宗教旨
- 2、鬼畜問題
- 3、本門法華宗の国神に対する觀念
- 4、神社不参拝並びに不敬言論
- 5、不敬攻撃に対する当事者の態度
- 6、本門法華宗における左翼思想の影響
- 7、本宗門における注目すべき団体運動
- 8、宗門革正同盟指導者容疑事実調
- 9、不敬関係者と宗門革正同盟との関係

の九項目二八細目二二六頁にほる膨大な調査資料をもつて、不敬罪に問擬することの可否を稟申したことが知られるであります。<sup>10</sup>

このような状況を経て、岩村検事総長の発令の下、東京検事局神保某と神戸検事局吉岡幸三が主任となつて兵庫県警察部特高課は、昭和一六年四月一日午前六時、一斉検挙に踏み切り六名を逮捕拘留しました。即ち、初

めて公認宗教団体への弾圧が行われたのであります。六師の状況を挙げれば、

- |         |       |          |        |         |
|---------|-------|----------|--------|---------|
| 1、前宗務總監 | 三吉日照  | 神戸水上署    | 拘留一〇日  | 起訴猶予    |
| 2、教学部長  | 松井正純  | 神戸須磨署    | 拘留二〇日  | 起訴猶予    |
| 3、学林教授  | 小笠原日堂 | 神戸三宮署長田署 | 拘留一一三日 | 不起訴     |
| 4、前学林教授 | 泉 智亘  | 神戸相生署    | 途中病氣保釈 | 起訴猶予    |
| 5、前学林教授 | 荻谷日任  | 神戸茸合署    | 拘留一〇二日 | 未決一年 起訴 |
| 6、学林教授  | 株橋諦秀  | 神戸林田署    | 拘留一〇二日 | 未決一年 起訴 |
- であります。

この事件は、「綱要」あるいは「草案」の中の語句が問題となつたのではありますが、本質は著者の学説なし私見ではなく、約五〇〇年の永きに亘つて伝承してきた当宗の根本教義自体が、国家神道と相容れないとして不敬罪に問擬されたという事で、非常に特異な、しかもむずかしい事件でありました。昭和一六年六月一三日付神戸地裁検事正が司法大臣に宛てた報告書には、

本件不敬は、本門法華宗の一部僧侶の事犯なるも、その犯罪原因は宗門の教学殊に五〇〇余年前より伝承せられたる門祖日隆の著述せる「私新抄」に基づくものにして、因つて来るところ深奥なれば、これが思想的検討は極めて慎重なることを要し、（中略）又一面においては検挙のもたらす影響極めて広く、かつ深刻なるものあるを予想せられ、その波及は独り当面の目標たる本門法華宗にとどまらず、他の諸宗門にもおよびること必然なるをもつて、本件検挙の着手には慎重なる態度をもつて臨みたり。<sup>11</sup>

をみれば、いかに特異で難解な事件であつて、特高課の慎重な対処のほどが理解できると思ひます。

六師に対する取り調べの様子は、

その様子を、神戸地裁検事局検事正が、検事総長に宛てた報告書の中で「六人の被疑者は、取り調べに對し全く取りみだすところなく静かに応答し、その態度はさすがに宗教家であるという印象を受けている」と述べている。同宗関係者はこの事件に当たり、宗祖日蓮の受けた、有名な竜ノ口の法難を、腦裏に描いていたのではあるまいか。

と當時を述懐する兵庫縣警関係者の一文で知られるのであります。

## 七、起訴

かくして、昭和一六年七月二一日荻谷・株橋兩名が起訴されました。翌二二日兩名とも身柄は神戸橋通の拘留所に移され、予審判事岡本薫一のもと予審が開始されました。昭和一七年四月一〇日子審が終結し兩名とも釈放され、一カ年の未決生活から解放されました。しかし、同月一六日兩名に對し「予審終結決定」が下され「神戸地方裁判所の公判に付す」として起訴されたのです。

あらためて何が問題となつたのか「予審終結決定」にて確認すれば、先ず荻谷については、「私新抄」第五「本尊具足十界事」の引用を示した後、

(前略) 天照大神ノ諸神ハ内証ニ随ヘバ仏菩薩ノ二界ニ撰ス可ク現相ヲ以テ之ヲ言ハバ鬼畜ニ撰ス可シ、是レ十界本有ノ曼荼羅ナリ云々、トアリ此等九法界一切衆生ハ悉ク本化上行菩薩ノ体内ニ宛然トシテアリ、本因妙信心位ニ居シテ当位ヲ改メズシテ本有ノ尊形ヲ頭ハスノデアル

ト記述シ以テ我カ 天照大神ニ對シ奉リ内証現相ノ兩方面ヨリ之カ十界ノ撰屬ヲ論シ天照大神ハ現相即現実

ノ相ヨリ之ヲ觀察シ奉ラハ仏教教學上貪欲ヲ表徴スル餓鬼界及愚痴ヲ表徴スル畜生界ノ二界ニ撰スル衆生ニテ在シマシ其ノ当位ヲ改メ給ハスシテ南無妙法蓮華經ノ体内ニ包撰セラレ給フ旨ノ解説ヲ為シ以テ畏クモ我國民絶対尊崇ノ 天照大神ノ御神徳ヲ冒瀆シ 大神ヲ御祭神トスル 皇大神宮ニ対シ奉リ不敬ノ行為ヲ為シタルモノ。

また株橋については、『私新抄』第九「首題能生十界所生事」の引用を示した後、

（前略）是ニ叶ハサル機ノ為ニ不動愛染ノ明王形ヲ以テ益物ス、其レニ叶ハサル機ノ為ニハ虚空像弁財天等ノ形ヲ顯シテ之ヲ益ス、其レニ叶ハサレハ○○○神等ノ諸神ノ形ヲ以テ結縁ス、（中略）十界悉ク妙法蓮華經ノ体内ニアツテ自受法樂シ即身成仏スルナリ、三世益物はレ皆妙法蓮華經ノ利生也、サレバ本門ノ妙法蓮華經ハ十界ノ本尊ナリ

ト示サレテキル此ノ垂示ノ如ク十界ノ諸尊ヲ以テ妙法蓮華經ノ功德ヲ十方面ニ顯現シタルモノデアアル云々ト記述シ而シテ右、○○○神ノ伏字ハ前記宗学全書ニ依レバ（同書第二百四十四、五頁参照）天照大神ナルコトヲ明示シアリテ結局該記述ハ我 天照大神ヲ不動愛染等ノ明王乃至虚空像弁財天等ト對比シテ夫等ノ撰属界ヨリ以下ノ界ニ於テ前記十界中ニ撰シ奉リ其ノ所屬ノ界ニ於テ本尊妙法蓮華經ヨリ出生（所生）シ其ノ功德ニ依リテ虚空像弁財天ト美男美女トノ中間ニ存在スル衆生ヲ教化結縁スルモノナル旨説明セルモノニシテ畏クモ我國民絶対尊崇ノ 天照大神ノ御神徳ヲ冒瀆シ 大神ヲ御祭神トスル 皇大神宮ニ対シ奉リ不敬ノ行為ヲ為シタルモノ。

等と理由を示しています。これによれば、『綱要』においては、曼荼羅本尊中の天照太神に対して内証現相の二方面より十界の撰属を論じ、現相よりすれば餓鬼界及び畜生界に撰すると解説したことが問題となり、また『草

案」においては、曼荼羅本尊中の天照太神に対して不動愛染の明王や虚空蔵菩薩、弁財天等の撰属界より以下に撰属せしめる解説をなし、また天照太神を伏せ字としたことが不敬不穩とされ問題となったのであります。即ち曼荼羅本尊の解説における天照太神の十界撰属説と現相鬼畜説が「天照大神ノ御神徳ヲ冒瀆シ 大神ヲ御祭神トスル 皇大神宮ニ対シ奉リ不敬ノ行為ヲ為シタルモノ」と見なされ、各被告人は刑法第七四条第二項に該当し「神宮不敬罪」に問われたのであります。

## 八、公判経過

### 1、裁判の争点

予審・公判（第一審）を通じてこの裁判の論争点について株橋の「自筆記録」に従へば、検察当局の態度は、

一、教義信条の改変、国主法従へ強要

一、本尊の修正

一、公認宗教への弾圧、解散を示唆

一、起訴理由の説明をなさない

一、宗門内部への干渉

であり、被告側の反駁は、

一、本宗教義の正述

一、検察側の教義解釈の独断邪義への反駁

一、内証と現相の法義

一、鬼神龍神の解釈

であり、山田弁護人の問難は、

一、神宮の祭神と宗教本尊の神号との同否如何

一、憲法の信仰の自由と国家行政の矛盾

一、公認宗教に対する政府の責任

であったとされています。これを見れば両被告は、当宗教義が不敬の意も事実もないことを主張し、弁護人は、本尊所載の神号の解説が神宮不敬になる理由を問い、当時の法律と行政の上で、その矛盾を衝く手法をとったことが理解されます。

2、公判経過

第一審より第四審公判経過は「裁判資料集」所載の「本門法華宗不祥事件の裁判経過」<sup>15</sup>（以下、「株橋記録」）に基づけば次の如くです。

①第一審 昭和一七年一月二五日、昭和一八年八月三一日。

神戸地方裁判所第三刑事部 裁判長 前田了吉 辩护人 山田一太郎。

判決 苅谷 懲役一年半 執行猶予三年。

株橋 懲役一年 執行猶予三年。

判事前田了吉は極力被告に控訴をせざるよう強言するも被告兩名は断固控訴を申立てる。

②第二審 昭和一八年二月一七日、昭和一九年八月二六日。

大阪控訴院第二刑事部 裁判長 大野新一郎 検事 片岡猷一 辩护人 山田。

判事は最初高圧的に控訴取り下げを強要するも被告の熱願により事件の重大性を認め慎重審理を進め遂に真相を究明し檢察当局の上よりの圧迫を排し無罪の判決を下す。その判決文中に檢察当局の誘導に迎合の事実を認める。

③ 第三審 昭和一九年一月下旬～昭和二〇年三月八日。

大審院より第一回公判日昭和二〇年一月一日との通知あり。

東京大審院第一刑事部 裁判長 久保田美秀 弁護人 花井 忠 山田一太郎。

控訴審の無罪判決に対し昭和一九年二月二九日（贖本は昭和二〇年一月六日付）大阪控訴院検事長遠藤常壽は上告趣意書提出。昭和二〇年三月八日原判決破棄控訴院に差し戻しの判決あり。然るに不思議なるかな翌九日B二九東京爆撃大審院焼失。為に一件書類殆ど灰燼に帰し爾後審理不能のまま終戦に至る。

④ 第四審 昭和二〇年一月二日～二四日。

大阪控訴院第六刑事部 裁判長 岡林 靖 弁護人 花井 忠 山田一太郎。

昭和二〇年一〇月二四日被告兩人を孰れも免訴すの判決をもつて事件一切解消 五箇年ぶりにて青天白日を仰ぐ。

というものであります。

3、公判状況

公判状況を具に伝える資料は前出の「裁判資料集」の「株橋記録」と「自筆記録」とであります。「特高月報」<sup>16</sup>においては、第一審より第四審に至る詳細な記録は確認できません。しかし、第一審の第一回・五回・八回・九回・十回公判の状況について確認することができましたので、事実確認のためにここに「裁判資料集」の

「株橋記録」と対比して示せば次のごとくであります。

第一回公判について「株橋記録」は、

一、昭和十七年十一月二十五日 午前十時開廷。

山田弁護人より上申書（難問七ヶ条）提出。

難問七ヶ条

一、内証・現相の語義如何

二、天照太神の現相即ち現実の相とは何ぞや

三、天照太神一神を餓鬼・畜生の二界に撰ずるとは如何なる意なりや

四、当位を改めずして南無妙法蓮華經体内に撰ずるとは如何なる意ぞ

五、鬼畜の二字を餓鬼・畜生とする根拠如何

六、苅谷説明文六十一文字（此等九法界（本有の尊形を顕すのである）の解説如何

七、本尊の天照太神と伊勢の祭神と同なりや異なりや

以上七ヶ条の難問中尤も重要なものは第七条である。<sup>(17)</sup>

とあり、開廷日時と山田弁護人の上申書（難問七ヶ条）の提出のみが記されています。

【特高月報】では

八、旧本門法華宗不敬事件の公判開廷状況

大阪府北河内郡友呂岐村所在旧本門法華宗本信寺住職苅谷日任（五五）及兵庫県武庫郡大庄村同宗尼崎  
学林教授諦秀事株橋定雄（三四）の兩名に係る不敬被疑事件は客年四月兵庫県警にて検挙、七月起訴せら



れ爾來神戸地方裁判所に於て審理中の所、客月二十五日傍聴禁止の上、第一回公判を開廷せられたるが被告人荻谷は「取調べられたる事實は之を認むるも不敬の意思はなかつた」と述べ、株橋は「宗門に於て議論せる天照大神は信仰の対象としての神であつて、伊勢の皇太神宮の祭神たる天照大神でなく従つて同神に対する不敬意思はなかつた」と称し何れも犯意を否認せり。而して弁護士山田一太郎は裁判所に対し別記の如き上申書を提出すると共に立会横田検事に対し「伊勢の皇太神宮の御祭神たる天照坐皇太神と信仰上の天照大神（曼荼羅に奉掲せるもの）との差異、朝鮮神宮、南洋神社、関東神宮等の御祭神との關係」等につき其の見解を求めたるが、検事は主任にあらざる為主任検事の意見を求め回答する旨を述べ同日の公判を終了せり。

其の後同月十八日第二回公判を開廷する予定なりしところ、弁護士において準備整はざりし理由に依り昭和十八年二月二十五日に延期せられたり。<sup>16</sup>（別記上申書は「裁判資料集」「資料三」二〇頁と同じ）とさらに詳しく、先ず傍聴禁止であること、次に荻谷は「取調べられたる事實は之を認むるも不敬の意思はなかつた」と、株橋は「宗門に於て議論せる天照大神は信仰の対象としての神であつて伊勢の皇太神宮の祭神たる天照大神でなく従つて同神に対する不敬意思はなかつた」等と兩名共に犯意を否認したこと、山田弁護士は上申書を提出すると共に、立会横田検事に対して「伊勢の皇太神宮の御祭神たる天照坐皇太神と信仰上の天照大神（曼荼羅に奉掲せるもの）との差異、朝鮮神宮、南洋神社、関東神宮等の御祭神との關係」等についての見解を求めましたが、検事は主任にあらざる為主任検事の意見を求め回答する旨を述べたこと、その後同月一八日第二回公判を開廷する予定でありましたが、弁護士において準備が整わない理由により昭和一八年二月二十五日に延期されたこと等を記し、緊迫した現場の状況を伝えています。

第五回公判について「株橋記録」は、

六、同年（昭和十八年）五月四日 午前十時開廷 午後四時閉廷。

裁判長、両被告に対して事件の内容について訊問。荻谷に対しては「教義綱要」編纂の経過、特に綱要中問題の字句に就いての説明を求む。株橋に対しては「綱要草案」編纂の字句について訊問。以上にて被告に対する審理終了<sup>19)</sup>。

と開閉廷日時と両名に対する訊問を簡略に記してはいますが、「特高月報」では、

八、旧本門法華宗不敬事件の公判開廷状況（二）

旧本門法華宗本信寺住職荻谷日任（五六）及同宗尼崎学林教授諦秀事株橋定雄（三五）の両名に係る不敬被告事件の公判状況に関しては、客年十二月月報に於て一部既報せるところなるが、其の後引続き神戸地方裁判所第三部法廷に於て前田了吉裁判長係りにて公判執行中のところ、本月四日開廷の第五回公判に於て被告両名は裁判長の訊問に対し別記の如き陳述を為し、特に株橋は依然「伊勢の天照大神と曼荼羅の天照大神とは別である」と主張し、犯意を否認せり。<sup>20)</sup>（別記略）

とあり、別記の如くの訊問概況を記し、特に株橋が依然として「伊勢の天照大神と曼荼羅の天照大神とは別である」と主張し、犯意を否認している状況を伝えているのであります。

第八回公判の検事の論告求刑については「株橋記録」では、

九、同年八月五日（第八回公判）検事の論告。論告の内容は予審終結決定と同意。但し「被告両名は不敬の意志なしと雖も、現下国体明徴が高唱されてある情勢下に於ては客觀的に見て許すべからざるものあり」との意味を論ず。<sup>21)</sup>

と、検事の論告とその内容は予審終結決定と同意であることを記し、但し「被告兩名は不敬の意志なしと雖も、現下国体明徴が高唱されてある情勢下に於ては客觀的に見て許すべからざるものあり」との意味を論じたと述べているのであります。

一方「特高月報」では、

一八、旧本門法華宗不敬事件の公判開廷状況(三)

(一) 検事論告求刑(第八回論告求刑公判) 旧本門法華宗本信寺住職荻谷日任(五六)及同宗尼崎学林教授諸秀事株橋定雄(三五)の兩名に係る不敬被告事件の公判状況に關しては、客年十二月以降屢報せるところなるが、本月五日神戸地方裁判所に於て開廷(傍聴禁止)の第八回公判に於て立会横田検事は「本件檢舉は、東京に於ける告發事件(昭和十三年三月大阪市外高槻新川之町中川晴之より、東京刑事事地方裁判所検事局に対し、當時本門法華宗宗務総監貫名日靖外數名を不敬罪並に出版法違反として告發せるもの)發生以來、相当長年月を要し、然も内外情勢の急激なる変化と、国民思想動向にも照し、極めて慎重なる捜査を進めたる結果、不敬罪として起訴するに至りたるものにして、被告人等の率直なる陳述を期待し居りたるに拘らず、当公判廷に於ける被告人の陳述たるや、全く其の真相を歪曲し、其の犯行を否認せんと努めたるは寔に遺憾なりと称せざるを得ず、然も時局下国民思想指導の任に在る被告等が、斯る不敬文書を出版して、世道人心に悪影響を与えたる罪責輕からず。」と論告し、各々懲役二年を求刑する所ありたり。<sup>(22)</sup>

と、長期間にわたる慎重捜査の末起訴に至つた経緯を明らかにし、被告人等の率直な陳述を期待したにも関わらず真相を歪曲し犯意を否認し、国民思想指導の任に当たるべき被告等が、不敬文書を出版して世道人心に悪影響をあたえたことは看過できないことであつて、兩人に懲役二年を求刑したということであります。ここに量刑を

記していることについては、他に資料が確認できない現在では、唯一の公的資料であると思われるものであります。この起訴に至る経緯と量刑については「株橋記録」には触れていません。また「株橋記録」が「被告兩名は不敬の意志なしと雖も、現下国体明徴が高唱されてある情勢下に於ては客観的に見て許すべからざるものあり」との意味を論じたことについては、「特高月報」には記載されていないことが確認できるのであります。

第九回公判については、「株橋記録」は、

一〇、同年八月十九日（第九回公判）

荻谷 証拠物（資料七、「裁判資料集」三三―四八頁）並びにその説明書（資料八、同四九―六〇頁）

株橋 証拠（資料九、同六一―七二頁）その説明書及び上申書（資料十、同七二―七九頁）提出。山田弁護人<sup>(23)</sup>論。

と示し、荻谷は証拠物及びその説明書、株橋は証拠物及び其の説明書と上申書を提出したと、山田弁護人の最終弁論があったことを簡単に記してあります。

これに対し「特高月報」では、

(二) 弁護人の弁論（第九回公判） 其の後本月十九日神戸地方裁判所に於て第九回公判開廷せられ、弁護人

山田二郎の弁論に入り、最後に裁判長は被告人等の陳述を求めたるが、前叙の如き検事の論告ありたるに拘らず、両被告共犯意を否認することに努め、毫も反省、悔悛なき心意を露呈したるが、山田弁護人の弁論要旨次の如し。

「本件弁護に当たって先づ申上ぐべきことは、第一予審調査記載の事実を明にして頂きたいこと、第二は国

神に対する釈明が願ひ度いことの二点である。本件を結論的に言へば、神宮に対して不敬の犯意がなかつたものであり、従つて刑法第七十四条第二項の罪は成立しなと思はれる。

天照大神は歴史的に實在せる神であるがそれは法華經の哲學觀、即ち本仏として實在せらるるといふ神觀を樹てなければ合理的説明は出来ない。それを日蓮上人が樹てて居られる。予審調査には被告等の斯る神觀が記載されて居る。次に餓鬼界、畜生界に付て述べて見たい。刈谷が教義綱要に引用したのは（私新抄）であるが、私新抄の鬼畜とは神様だと被告等は述べて居る。世間にもさうした見解はある。法華經で謂ふ久遠本仏は天照大神となられ、現に實在せらるるのである。日蓮の認識してゐた天照大神と一般世間の認識してゐる天照大神とは違ふのである。（後略）<sup>(24)</sup>

とあつて、被告兩名の証拠物・説明書・上申書についての記述は認められませんが、兩名共犯意を否認し反省・悔悛の意のないことを指摘したこと。及び弁護人の弁論要旨を伝え、予審調査記載の事實の開示と国神に対する釈明を求めたこと、結論的には神宮に対して不敬の犯意が無かつたことから、刑法第七十四条第二項の罪は成立しない旨等を記載し、その理由として日蓮の認識していた天照大神と世間一般の認識した天照大神との相違を挙げたことを述べているのであります。

第十回判決公判について「株橋記録」は、

十一、同年八月三十一日

判決言渡し

刈谷 懲役一年半 執行猶予三年

株橋 懲役一年 執行猶予三年

付、第一審の中途にて小野村弁護士は病氣の理由を以て弁護士たることを辞退した。岡本予審判事両被告に控訴申立てせざるよう勧告<sup>(25)</sup>。

と、苅谷は懲役一年半、執行猶予三年、株橋は懲役一年執行猶予三年との判決のみを記していますが、「特高月報」では、

(三) 判決言渡

斯くて本月三十一日開廷の第十回公判に於て、前田了吉裁判長は、被告等の行為を有罪と認め、刑法第七十四条第二項に照し苅谷に対し懲役一年六ヶ月、株橋に対し同一年但し孰れも三年間執行猶予の判決言渡を為す所ありたるが、被告等は之を不服とし、上訴するものと認めらるる状況にありたり<sup>(26)</sup>。

と、前田了吉裁判長が被告等の行為を有罪と認め、刑法第七十四条第二項によつて苅谷懲役一年半、株橋懲役一年、兩人共執行猶予三年に処したこと、さらに被告両名はこれを不服として上訴すること等を記録しているのです。ます。

この「特高月報」の記事もまた、第一審判決文の原本が不明の現在ではこれに準ずる公的資料として重要であると考えねばなりません。

九、「難問七ヶ条」の第七条について

第一審の第一回公判に於いて山田弁護士がいわゆる「難問七ヶ条」といわれる上申書を提出したことはすでに述べたところでありますが、大平先生の指摘のよれば、七ヶ条の内、前の六ヶ条は「私新抄」の教義的解釈の問題であり、第七条は当時の法律の不備をつくものであったのであります<sup>(27)</sup>。即ち第七条は「本尊の天照太神と伊勢の祭神は同なりや異なりや」というのは起訴理由のもつとも根源的問題であるのであって、苅谷・株橋両名及び

山田弁護人も一貫してこれを主張して犯意を否認しているのです。『株橋記録』によれば、昭和一八年二月一六日に弁護人より上申書を提出して次の難問一ヶ条を追加しているのであります。即ち、

何が故ぞ本尊の神号の解説が神宮不敬となるや、神宮といへば伊勢の内宮と外宮とに限って称せられるもの、故に曼荼羅本尊の国神に関する解説が何故「天照大神の御神徳を冒瀆し大神を御祭神とする 皇大神宮に對し奉り不敬の行為をなしたるもの」と決するや、と。<sup>28</sup>

というものであります。これらの難問については檢察当局の態度は最後まで説明をなさなかつたと株橋はのべているのであります。

この法律的不備について、司法省当局では、内務省が大本教事件検査に備え宗教警察強化策を打ち出した昭和一〇年以後、「教義綱要事件」発生当時これに対応し刑法改正の動きがあつたことが伺えるのであります。即ち司法省刑事局刊行の「思想研究資料」(昭和一四年二月分)の「仏教と社会運動」中第三章「日蓮宗に顕れたる不敬事件」第五節「神祇に対する不敬罪の成立について」において、

神祇に関する不敬罪の成立として現行刑法に規定されているものは

#### 刑法第七十四条

天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、又は皇太孫に對し不敬の行為ありたる者は三月以上五年以下の懲役に処す。神宮又は皇陵に對し不敬の行為ありたる者亦同じ。

#### 刑法第百八十八条

神祠、仏堂、墓所其他礼拝所に對し公然不敬の行為ありたる者は六月以下の懲役若しくは禁固または五十円以下の罰金に処す。

説教、礼拝又は葬式を妨害したる者は一年以下の懲役若しくは禁固又は百円以下の罰金に処す。

の二箇条にして、他に新聞紙法第四十二条に

皇室の尊嚴を冒瀆し、政体を変革し、又は朝憲を紊乱せんとするの事項を新聞紙に掲載したるときは、発行人、編輯人、印刷人を二年以下の禁固及び三百円以下の罰金に処す。

の規定が関係条文として考察せらるるのである。而して茲において、「神宮」とは、皇祖を奉祀する伊勢大神宮を意味し、「皇陵」とは、歴代天皇の御陵のことである。又「神祠」とは天神地祇を奉祀する神社、祠を指称するのである。さて此処に問題となるは、神宮、皇陵、神祠は単に具体的なる礼拝形式の対象たるべき神宮、皇陵、神祠のみを意味するや、或いはそこに奉祀する神格そのものも尚犯罪の客体なり得るやの問題である。換言すれば伊勢の大廟は天照大神を奉祀したる神宮なるが、刑法の客体たるべき神宮とは、神と齋場とを一体にしたる伊勢大廟そのもののみを指称するや又は觀念的なる天照大神そのものに対する誹謗行為も亦犯罪になるやの問題である。（中略）刑法第七十四条の不敬罪は、同法百八十八条の特別罪として制定せられたる立法の沿由より見ても神宮とは、伊勢大神宮といふ礼拝形式の対象を刑法との客体としたものとしか考えられないのである。果たして然らば伊勢大神宮と關係を有せざる觀念的な天照大神に対する誹謗例えば先例に掲げたる、本門法華宗教義綱要の一節の如きは、其の意思が伊勢大神宮と關係を有せざる意図の下に著作せられたものとすれば不敬罪は成立しないものであると論じなければならぬ。<sup>(2)</sup>

と現行法の不備を指摘して「綱要」の一節について、伊勢大神宮と關係を有しない意図の下に著作されたならば、不敬罪は成立しないと論断しています。これに対応すべく、

吾々は理屈を抜きにして、天祖に対する不敬、歴代天皇に対する不敬を黙視し、忍び得るであろうか。国体



の明徴を叫ぶならば、当然刑法も皇道刑法として制定しなければならぬ。そこに刑法改正の必要があるのである。<sup>(3)</sup>

と熱烈な言辞をもって刑法改正の必要を論じ「刑法改正予備草案」に痛烈な批判を加えているのであります。司法当局はあの裁判の裏側ではこのような矛盾を抱えていたことを事実として指摘しておきたいのであります。

かような状況にも関わらず裁判終了まで刑法改正がなされなかったことは被告側にとってまさに幸運としかいようがありません。またこの法律的不備をいち早く指摘し難問七ヶ条の第七条(後には一ヶ条追加)として上申した山田弁護人には感謝と畏敬の念を禁じ得ないのであります。

#### 十、昭和法難より学ぶもの

この曼荼羅不敬事件について、資料を整理して先ず感じることとは、被告兩人や検束された人々、弁護人や周りでこれを支えた人々の日蓮聖人・日隆聖人の教学思想に対する絶対的信頼感であります。このことはすでに指摘されていることではありませんが、これがなければ、「自筆記録」に記されるように「各自百余日に及ぶ拘留中言語に絶する苦難を受けしも毅然として信念を堅持」することや、四年六ヶ月にわたる暗く重たい裁判を闘う事はできなかつたでありましょう。しかも絶対的信頼感を持つに至るには教学の研鑽が必修であります。われわれも日蓮聖人の教えに真摯に向き合い続け、これによつて教えを弘めることが必要です。これが学ぶ点の第一です。次には、「自筆記録」では、この事件を「軍国主義を基調とせる軍閥、司法、警察及び右傾団体の仏教弾圧の一実例」と位置づけています。すなわち「国内思想統一と称し宗教を神道一色に塗りつぶし、宗教団体を戦争協力に駆り立てるため、先ず自由主義的な教義の改変、則ち法主国従的建前を国主法従的ならしめんとする軍国

主義の露骨なる干渉圧迫による未曾有の公認宗教団体の弾圧事件」であるとされています。このことは、いかに崇高な教義であっても、教えを弘めるにおいては、暴力や武力や国家権力によって強制してはならないことを教えています。日蓮教学にあっても決して強制する側になつてはならないのです。これが第二点であります。このことは既に大平先生が指摘されていますが、さらに先生は「思想の優位性とそれを信する自由とは別のことである。株橋先生の体験と遺言はそういうことをも教えていると私には思われます。」と述べられるところであります。

第三には我々が、思想、政治、経済その他の社会運動に対しては慎重に対応せねばならないこと。前述の司法当局の資料が伝えるように、「時局」が取締り強化をする時には容易に「法改正」を行つてまでことに当たるといふことですから、これに対する相当な覚悟が必要となるのであります。

最後に余談になりますが、生前株橋が昭和法難を述懐する時に常に「撰時抄」の、  
王地に生れたれば身をば随えられたてまつるやうなりとも心をば随えられたてまつるべからず。

の部分で法華信仰者の心構えを再確認するかのようになり、口ずさんでいたことを思い出します。苦難を嘗めたからこそその心境でしょう。つくづく考えさせられる次第であります。

以上、雑駁ながら、昭和法難・曼荼羅国神不敬事件について概略を述べさせて頂きました。まだいくつか検討しなければならない事があるのですけれども、制限時間内では述べることが出来ませんでした。それは今後委ねる事とさせて頂きます。

拙い講演を最後までご静聴下さいましたこと感謝申し上げます。

〔追記〕これは平成二六年九月六日東洋大学において講演した原稿に補筆したものである。

注

- (1) 講演録は「桂林学叢」第二四号に「法華宗昭和法難七〇周年遺徳顕彰報恩法記念講演録」として所収。
- (2) 「法華仏教研究」第一七号所収。(以下「私見」)
- (3) 「私見」二頁。
- (4) 二〇一五年二月二五日翻刻版として、磯川全次の「注記・解題」にて批評社より発行された。
- (5) 「私新抄」御真蹟と当該書及び控訴審判決文では「中間に」となっているが、「予審最終決定」では「中尊ハ」となっている。
- (6) このパンフレットのもととなったと思われる原稿が現存し、これには「昭和一二年一二月一日本門法華宗宗務庁受付」の形跡が認められる。
- (7) 「私見」一〇頁、「シリーズ日蓮」第四巻第四章所収の「戦時体制下の日蓮門下―曼荼羅国神不敬事件と天皇本尊論」二六三頁。
- (8) 「兵庫県警察史 昭和編」(以下「県警史」)、一三〇頁。
- (9) 「県警史」三三二頁。
- (10) 「県警史」三三三頁。
- (11) 「県警史」三三四頁。
- (12) 「決流、一ひょうご事件風俗史」(昭和五三年八月) 九四頁。
- (13) 「法華宗昭和法難 裁判資料集二」(以下「裁判資料集」) 一六頁。

- (14) 『裁判資料集』一七～一八頁。
- (15) 同右一～二頁。
- (16) 『特高月報』とは、内務省警保局が刊行する社会運動関係の定期刊行物である。昭和一〇年十月に改題し『特高外事月報』となったが、昭和一三年八月に『特高月報』と誌名を元に戻している。
- (17) 『裁判資料集』一頁。
- (18) 昭和一七年二月分、一一六頁。
- (19) 『裁判資料集』三～四頁。
- (20) 昭和一八年五月分、一〇〇頁。
- (21) 『裁判資料集』四頁。
- (22) 昭和一八年八月分、一二二頁。
- (23) 『裁判資料集』四頁。
- (24) 昭和一八年八月分、一二二頁。
- (25) 『裁判資料集』四～五頁。
- (26) 昭和一八年八月分、一二二～二三頁。
- (27) 『私見』二三～二三頁。
- (28) 『裁判資料集』三頁。
- (29) 『思想研究資料』（昭和一四年二月分）二七八～二八〇頁。
- (30) 同右二八一～二八二頁。
- (31) 『私見』二九頁。
- (32) 『定遺』一〇五二頁。